

長崎県汚水処理広域化・共同化計画

令和4年12月

長 崎 県

「長崎県汚水処理広域化・共同化計画」

【目次】

1	計画の概要	1
2	汚水処理関係事業の概況	4
3	汚水処理関係事業の現状と課題.....	7
4	これまでの広域化・共同化の取組.....	12
5	これからの広域化・共同化の取組方針	14
6	広域化・共同化の具体的な取組.....	16
7	広域化・共同化計画（ロードマップ）	17
8	進捗管理	25

1 計画の概要

1.1 背景

- (1) 市町では公共下水道事業、農業集落排水事業等、コミュニティ・プラント及び公共浄化槽等を、県においては流域下水道事業を運営しており、これらの事業は、し尿や生活排水を処理することによる公共用水域の水質保全や快適な生活環境の確保など重要な役割を担っている。
- (2) 県内の汚水処理施設の事業運営については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められている。
- (3) 一方で、本県の汚水処理人口普及率は、令和2(2020)年度末で82.5%に留まっており、全国の普及率92.1%よりも低く、未普及地域の解消が必要である。
- (4) 今後とも施設の整備を進め、事業運営の効率化を図り、持続可能な事業運営を確保するため、平成30年1月に関係省庁(総務省、農林水産省、国土交通省及び環境省)連名で、都道府県に対し、令和4(2022)年度までに市町の枠を超えた施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組む「広域化・共同化計画」の策定要請があった。
- (5) こうしたことから、県内各市町における汚水処理関係事業の課題分析・将来予測及び、具体的な広域化・共同化に関する取組みの効果検討等を行い、「長崎県汚水処理広域化・共同化計画」を策定するものである。

1.2 計画の位置づけ

広域化・共同化計画は、長崎県汚水処理構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置付ける予定である（図 1-1）。また、市町の作成する10年概成アクションプランに基づく施設計画と整合を図りながら、汚水処理事業について、持続可能な事業運営を確保するための広域化・共同化の取組を推進するものである。

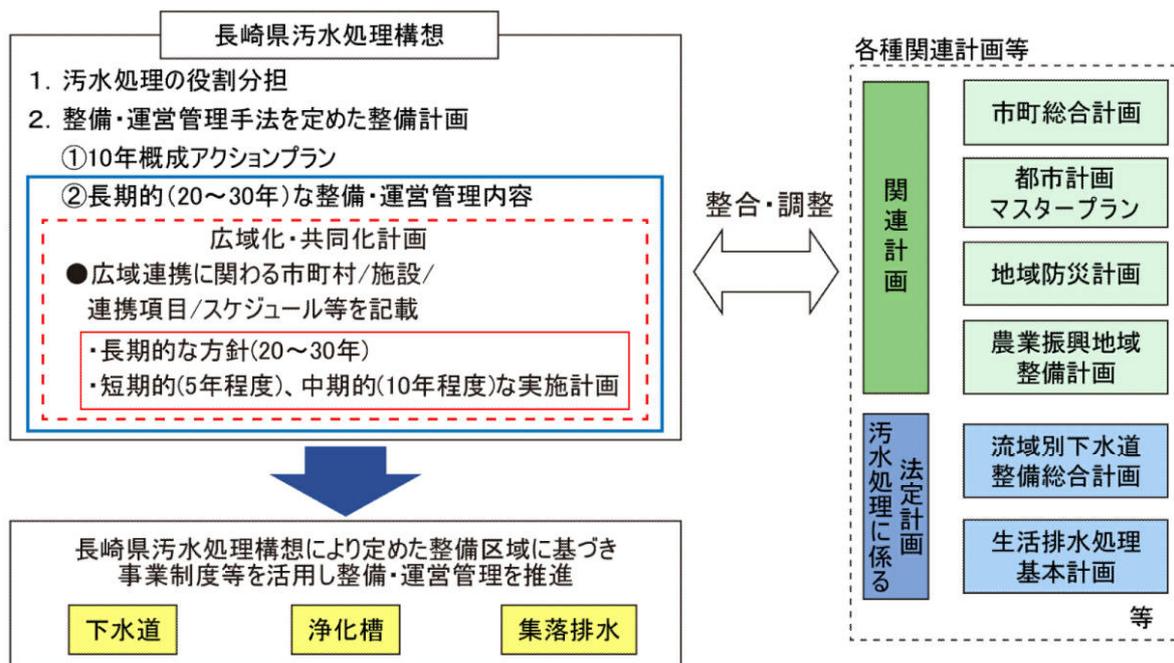


図 1-1 「広域化・共同化計画」の位置づけ

1.3 検討経緯

本計画は、県及び市町等が連携して、県内のし尿及び生活排水を処理する下水道等が直面する諸課題に関し議論する場として、平成29年3月に設立した「ながさき下水道等連携協議会」で、協議・検討を行った（表1-1）。

表 1-1 市町及び長崎県の協議経緯（協議会・幹事会・作業部会）

項目	開催日	主な議題	
令和2年度 (2020)	作業部会	10月27日	各ブロックの課題や市町ごとの検討案について
		12月22日	広域化・共同化計画素案について
	幹事会	1月26日	広域化・共同化計画素案に関する意見
	協議会	2月10日	広域化・共同化計画素案の承認
令和3年度 (2021)	作業部会	6月1日	メニュー（アイデア等）の決定等
		8月31日	検討結果等の提示
	幹事会	10月6日	広域化・共同化計画（案）のメニューの承認
	作業部会	11月16日	広域化・共同化計画（案）のメニューの実施スケジュール（短期・中期・長期）の設定
	幹事会	12月21日	広域化・共同化計画(素案)の確認
協議会	2月1日	広域化・共同化計画(案)の承認	
令和4年度 (2022)	作業部会	6月28日	広域化・共同化計画（案）の再確認
	幹事会	9月28日	広域化・共同化計画（修正案）の報告

2 汚水処理関係事業の概況

1) 汚水処理関係事業の実施状況

県内の汚水処理関係事業の実施状況を表 2-1、汚水処理施設数の一覧を表 2-2、汚水処理施設の位置を図 2-1 に示す。

県内の汚水処理関係事業について、下水道を実施している自治体は 16 市町、農業集落排水を実施している自治体は 10 市町、漁業集落排水を実施している自治体は 11 市町、コミュニティ・プラント（以下、“コミプラ” と呼ぶ）を実施している自治体は 5 市町、小規模集合排水を実施している自治体は 1 市、公共浄化槽を設置している自治体は 4 市町である。

表 2-1 県内の汚水処理関係事業の実施状況

団体名	下水道	農業 集落排水	漁業 集落排水	コミプラ	小規模 集合排水	公共 浄化槽
長崎市	○	○	○			
佐世保市	○		○			
島原市				○		
諫早市	○	○	○			
大村市	○	○				
平戸市		○		○		
松浦市	○		○			
対馬市			○			
壱岐市	○		○			
五島市			○			
西海市	○	○	○	○		○
雲仙市	○	○			○	○
南島原市	○	○	○※1	○		
長与町	○					
時津町	○					○
東彼杵町	○	○	○※2			
川棚町	○					
波佐見町	○					
小値賀町	○	○	○			○
佐々町	○	○				
新上五島町				○		
計	16	10	11	5	1	4

※1 下水道事業とアロケーション

令和2年度末時点

※2 農業集落排水事業とアロケーション

表 2-2 県内の汚水処理施設数の一覧（自治体管理）

項目	下水道	農集排	漁集排	コミプラ	小規模	公共浄化槽
長崎市	11	5	3			
佐世保市	4		2			
島原市				2		
諫早市	5	14	1			
大村市	1	7				
平戸市		1		1		
松浦市	1		5			
対馬市			1			
壱岐市	2		3			
五島市			1			
西海市	2	10	3	6		793
雲仙市	4	2			2	176
南島原市	2	1		1		
長与町	1					
時津町	1					226
東彼杵町	1	2				
川棚町	1					
波佐見町	1					
小値賀町	1	2	2			29
佐々町	1	2				
新上五島町				1		
長崎県	1					
計	40	46	21	11	2	1,224

※長崎県：流域下水道 ※西海市のコミプラ(真砂)を含む

令和2年度末時点

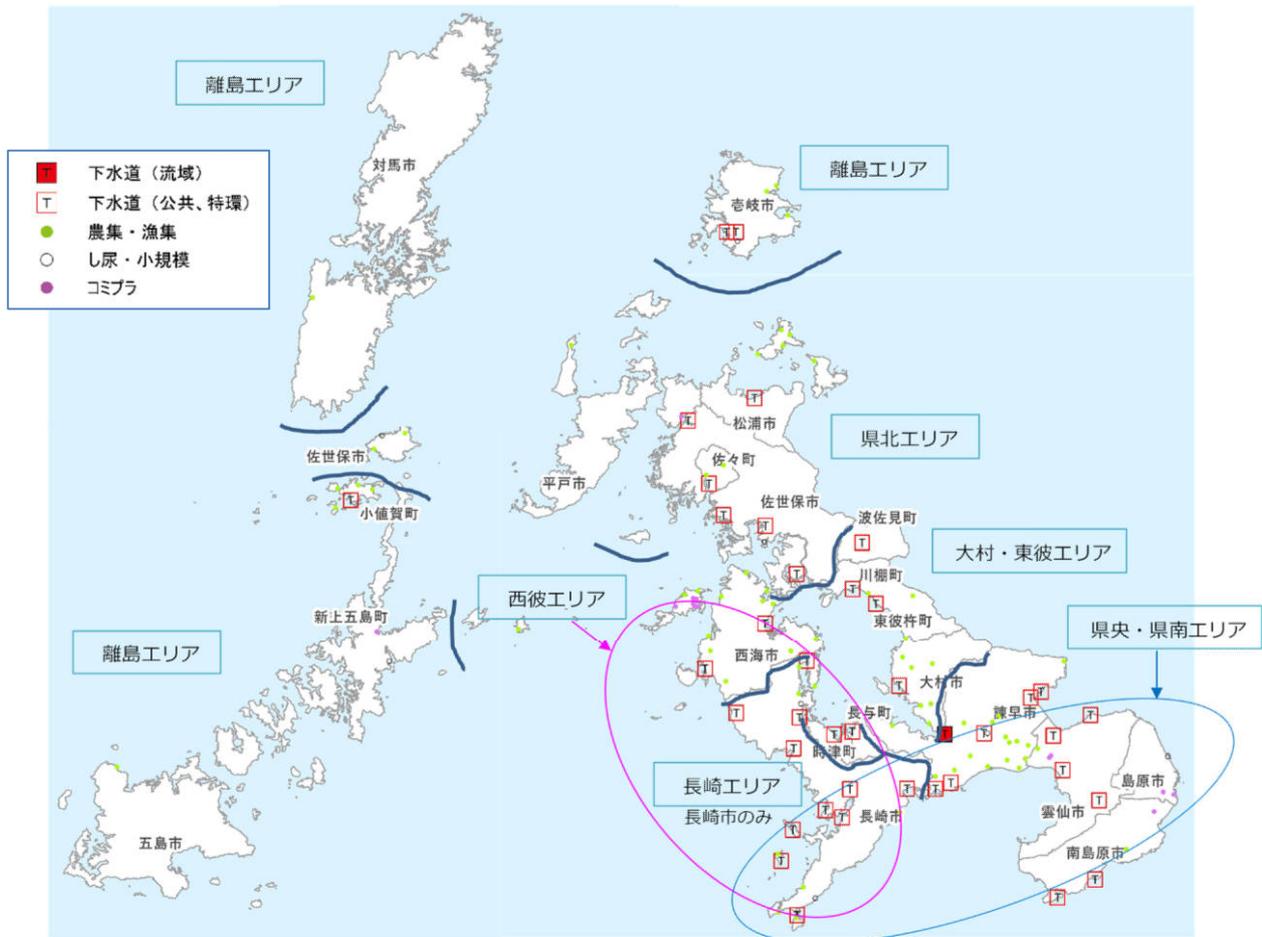


図 2-1 県内の汚水処理施設の位置図

2) 汚水処理人口普及率

令和2(2020)年度末の県内の汚水処理人口普及率を図2-2、表2-3に示す。

全国の汚水処理人口普及率は92.1%(下水道80.1%、農集排等2.5%、浄化槽9.3%、コミプラ0.2%)であるが、長崎県全体では82.5%で全国よりも低く、17.5%(約23万人)が未普及である。



図 2-2 県内の汚水処理人口普及率 (令和2年度末)

表 2-3 県内の汚水処理人口 (令和2年度末)

市町名	行政人口	未普及人口	下水道人口	農業集落排水等人口	浄化槽人口	コミプラ人口	汚水処理人口
							計
長与町	41,121	134	40,882		105		40,987
大村市	97,296	638	87,634	6,657	2,367		96,658
時津町	29,402	206	28,447		749		29,196
小値賀町	2,300	20	1,312	918	50		2,280
佐々町	14,000	279	12,831	191	699		13,721
長崎市	409,158	8,813	385,972	6,963	7,410		400,345
川棚町	13,680	1,236	9,849		2,595		12,444
諫早市	135,556	12,829	89,301	14,822	18,604		122,727
東彼杵町	7,698	1,097	3,439	702	2,460		6,601
西海市	26,825	5,123	3,271	7,026	7,768	3,637	21,702
波佐見町	14,536	3,082	6,792		4,662		11,454
佐世保市	243,997	52,372	146,318	170	45,137		191,625
雲仙市	42,529	13,364	14,148	5,173	9,844		29,165
南島原市	44,003	20,646	5,805	1,001	16,001	550	23,357
松浦市	21,922	9,953	5,130	1,254	5,585		11,969
杵岐市	25,626	12,337	3,408	2,070	7,811		13,289
島原市	43,924	21,840			21,600	484	22,084
五島市	35,809	19,793		51	15,965		16,016
対馬市	29,089	18,235		222	10,632		10,854
平戸市	30,082	18,705		151	10,981	245	11,377
新上五島町	18,201	12,097			5,866	238	6,104
県計	1,326,754	232,799	844,539	47,371	196,891	5,154	1,093,955
全国計	126,310,000	9,930,000	101,230,000	3,210,000	11,750,000	190,000	116,380,000

3 汚水処理関係事業の現状と課題

最近の汚水処理関係事業を取り巻く環境は、人口減少の進行、インフラの老朽化、財源不足など“ヒト”、“モノ”、“カネ”の現状課題に加え、大規模災害発生リスクの増大、新型コロナウイルス感染症の拡大など、汚水処理の事業運営が厳しくなってきている。

こうした中で、今後の汚水処理関係事業の持続性と、激甚化する災害に関する防災・減災への取組がより一層必要となる。

このため、課題解決のための重要な方策として、広域化・共同化を推進する必要がある（図 3-1）。



図 3-1 汚水処理を取り巻く環境のイメージ

3.1 行政人口の減少

全国、長崎県全体および県内における各自治体の将来人口予測を表 3-1 に示す。なお、「広域化・共同化計画策定マニュアル」（令和 2 年 4 月）に基づき、国立社会保障・人口問題研究所の平成 30（2018）年データを用いて、効果・分析を行っているが、概ね 5 年毎の再検討にあたっては、将来予測を見直す。

将来の行政人口は、長崎県においても例外なく減少するものと考えられ、令和 22（2040）年における人口減少率は、全国 87.3%に対し、長崎県は 76.5%と全国よりも減少する予測となっている（表 3-1、図 3-2）。

各自治体の予測人口をみると、長崎県全体よりも人口減少率が大きいと予測される自治体は、表 3-1 の黄色着色部に示すように、県内 21 自治体中 13 自治体と半数以上の自治体が該当する。図 3-2 より、特に離島エリアの減少が大きく、最も大きい自治体では令和 22（2040）年にかけて 50%以上減少となる。

表 3-1 行政人口の将来予測

項目	総人口（人）			2015年の総人口を100としたときの総人口の指数	
	H27 (2015)	R12 (2030)	R22 (2040)	R12 (2030)	R22 (2040)
全国	127,094,745	119,125,139	110,918,555	93.7%	87.3%
長崎県	1,377,187	1,192,223	1,053,851	86.6%	76.5%
長崎市	429,508	375,074	333,230	87.3%	77.6%
佐世保市	255,439	230,906	211,781	90.4%	82.9%
島原市	45,436	38,876	33,968	85.6%	74.8%
諫早市	138,078	125,297	113,319	90.7%	82.1%
大村市	92,757	93,791	90,951	101.1%	98.1%
平戸市	31,920	23,132	17,875	72.5%	56.0%
松浦市	23,309	17,767	14,358	76.2%	61.6%
対馬市	31,457	21,815	16,207	69.3%	51.5%
壱岐市	27,103	20,503	16,475	75.6%	60.8%
五島市	37,327	27,218	21,088	72.9%	56.5%
西海市	28,691	21,888	17,766	76.3%	61.9%
雲仙市	44,115	34,611	28,417	78.5%	64.4%
南島原市	46,535	34,979	27,545	75.2%	59.2%
長与町	42,548	40,040	36,648	94.1%	86.1%
時津町	29,804	27,068	24,180	90.8%	81.1%
東彼杵町	8,298	6,583	5,432	79.3%	65.5%
川棚町	14,067	11,896	10,164	84.6%	72.3%
波佐見町	14,891	13,302	12,020	89.3%	80.7%
小値賀町	2,560	1,632	1,156	63.8%	45.2%
佐々町	13,626	12,880	11,948	94.5%	87.7%
新上五島町	19,718	12,965	9,323	65.8%	47.3%

：2015年の総人口を100としたときの総人口の指数が、長崎県値以下の自治体

資料：「国立社会保障・人口問題研究所 平成 30 年」

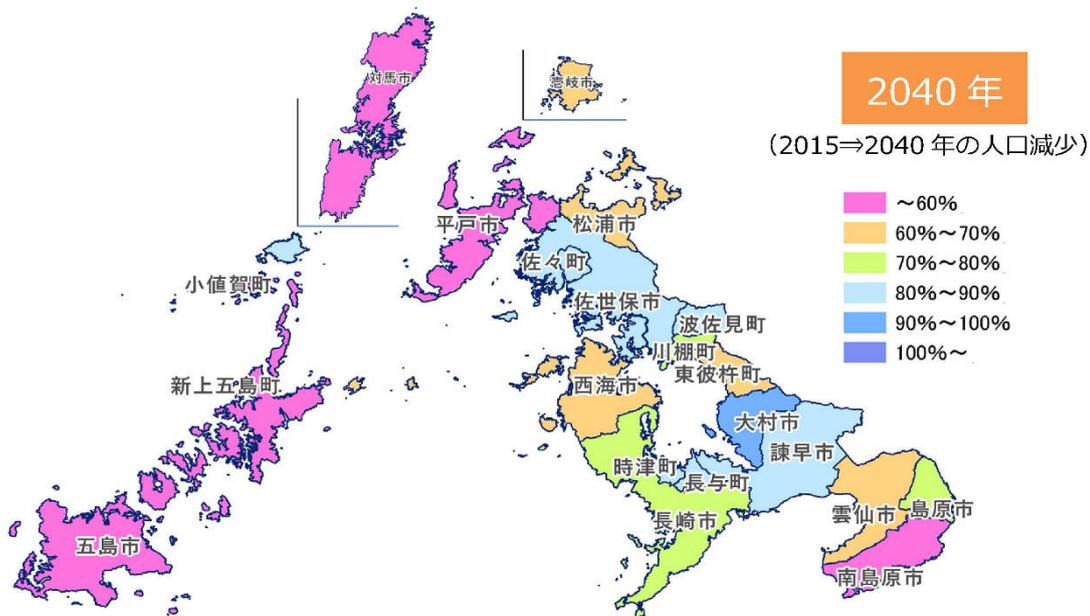


図 3-2 将来人口の増減率（2015→2040年）

3.2 執行体制

県内の各自治体の汚水処理関係の職種別の職員数を表 3-2 に示す。

これによると長崎市以外の市町は、機械や電気等の専門職の職員数が少ない、又はいない状況である。今後は、職員不足や技術の継承問題等への対応が課題として挙げられる。

表 3-2 汚水処理関係の職種別の職員数

団体	職員（再任用含む）								会計年度職員	合計
	事務	土木	建築	機械	電気	水質	その他	計	その他	
長崎市	21	37	1	16	11	4	2	92	12	104
佐世保市	20	46		5	7	3	5	86	7	93
島原市	11	6						17		17
諫早市	27	20			1	2		50	1	51
大村市		16		1	1	2		20		20
平戸市		2			1			3		3
松浦市	3	2						5		5
対馬市	6	8						14	1	15
壱岐市	3	1						4		4
五島市	2							2	1	3
西海市	9							9		9
雲仙市	5	1		1				7	1	8
南島原市	6	1						7		7
長与町	7	1						8		8
時津町	1	3						4		4
東彼杵町	6							6	2	8
川棚町	3	3						6		6
波佐見町	2	2						4		4
小値賀町	1						3	4		4
佐々町	4							4		4
新上五島町	5							5		5
県計	142	149	1	23	21	11	10	357	25	382

令和2年度アンケート調査結果より

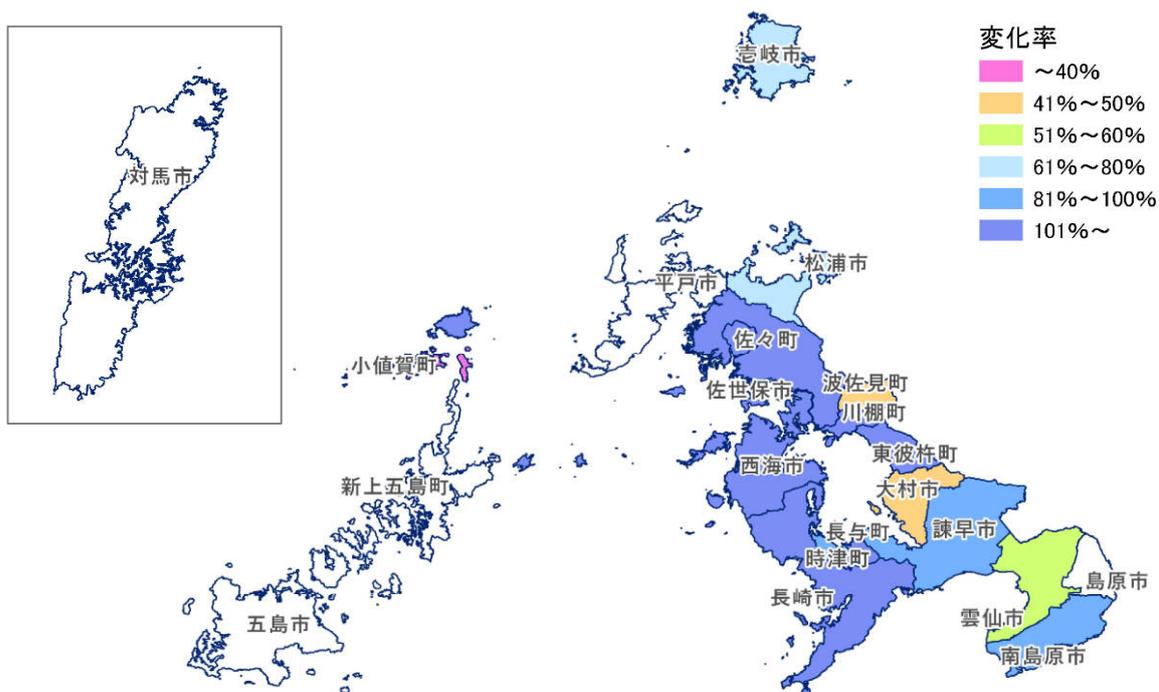
3.3 下水道職員数の変化

下水道を実施している 16 市町の下水道職員は、長崎市、佐世保市、西海市、長与町、東彼杵町、川棚町及び佐々町において減少は見られないが、他の市町では減少傾向にあり、特に大村市、波佐見町、小値賀町は半数程度減少している(表 3-3、図 3-3)。

減少の理由は、整備進捗による工事量の減少に伴って下水道職員が減少したものとされる。

表 3-3 下水道職員の変化率

項目	職員数(人)		変化率
	H20 (2008)	H30 (2018)	
長崎市	167	199	119%
佐世保市	92	99	108%
諫早市	33	32	97%
大村市	54	26	48%
松浦市	11	8	73%
壱岐市	3	2	67%
西海市	7	8	114%
雲仙市	12	7	58%
南島原市	11	9	82%
長与町	8	9	113%
時津町	20	18	90%
東彼杵町	5	7.5	150%
川棚町	8	9	113%
波佐見町	11	5	45%
小値賀町	5	1.5	30%
佐々町	9	12	133%
県計	456	452	99%



※下水道職員人口変化率=2018年下水道正職員数÷2008年下水道正職員数

2008、2018 下水道統計より

図 3-3 下水道職員の変化率

3.4 供用開始後の経過年数

下水道は農業集落排水、漁業集落排水、コミプラに比べて事業着手が早かったため、供用開始から30年以上経過している施設が多く、施設の老朽化が先行して進んでいる（表3-4）。

表 3-4 供用開始経過年数別施設数一覧

供用開始経過年数	施設数（施設）				
	下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コミプラ	小規模集落排水
20年未満	23	20	14	1	2
21～30年	9	26	7	6	-
31～50年	6	-	-	4	-
50年以上	2	-	-	-	-
計	40	46	21	11	2

4 これまでの広域化・共同化の取組

4.1 施設統合

長崎市、佐々町、長与町及び時津町の下水処理場への施設統合等を、表 4-1 に示す。

表 4-1 下水処理場への施設統合など

区 分	関係市町	内 容	実施年度
統合	長崎市	北部下水処理場を廃止し、西部下水処理場に統合	H15 (2003)
		西部小江原下水処理場を廃止し、西部下水処理場に統合	H17 (2005)
		香焼浄化センターを廃止し、南部下水処理場に統合	H19 (2007)
	佐々町	農業集落排水（志方地区、角山地区）を廃止し、佐々浄化管理センターに統合	R3 (2021)
し尿処理場 と公共下水道の連携	長与町	長与浄化センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥を処理	H24 (2012)
	時津町	時津浄化センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥を処理	H23 (2011)

4.2 長崎市のICTによる夜間遠方監視

平成 22 (2010) 年度の包括的民間委託移行に際し、施設の維持管理コスト削減を目的に処理場の夜間無人化を目指して、5 か所の処理場間における統合監視システムを構築している（図 4-1）。

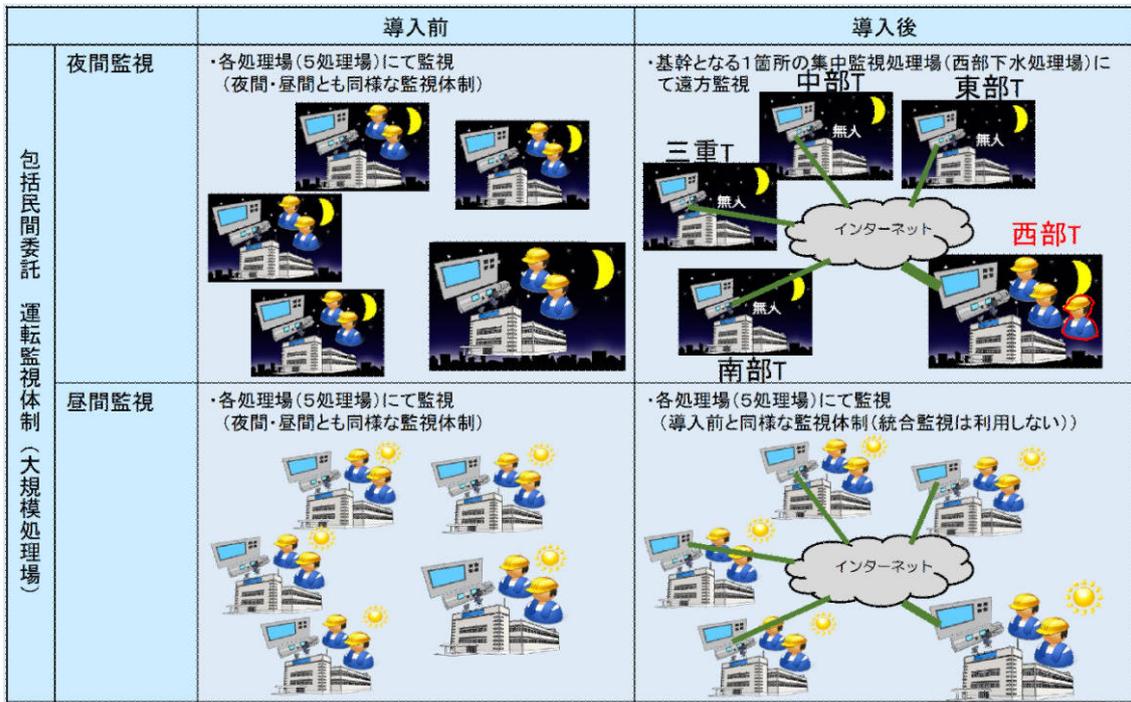


図 4-1 ICTによる夜間遠方監視の導入前と導入後のイメージ

4.3 波佐見町、東彼杵町の維持管理業者の選定業務の共同化

波佐見町及び東彼杵町は、下水道の供用開始が同時期かつ、終末処理場の処理方式や機器等も同様であるため、公共下水道終末処理場維持管理に伴う契約執務事務に関する協定書を締結し、平成16(2004)年から維持管理業者の共同選定業務を行っている(図4-2)。

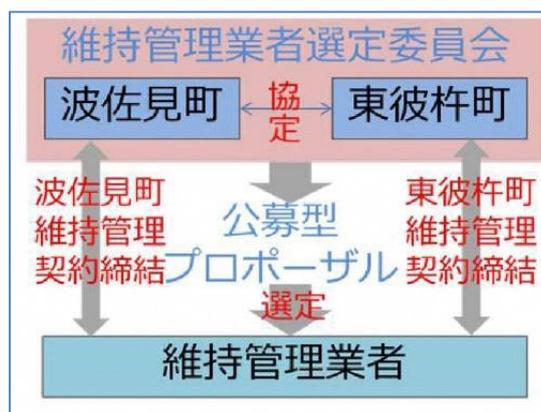


図 4-2 維持管理業者の選定業務の共同化イメージ

5 これからの広域化・共同化の取組方針

5.1 汚水処理関係事業の課題と広域化・共同化の取組方針

本県の汚水処理関係事業における主な課題は、以下のとおりである。

- ① 整備進捗に伴う汚水処理関係職員の減少や人口減少に伴う汚水処理使用料収入減への対応
- ② 施設の老朽化への対応

上記の課題に示すように今後、汚水処理関係事業の経営環境が悪化することを見据え、市町の行政の枠にとらわれない、更なる施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組むことにより、経営基盤を強化し、持続可能な事業運営を確保する。

課題を解決するため、本県の広域化・共同化の取組を図 5-1 に示す。

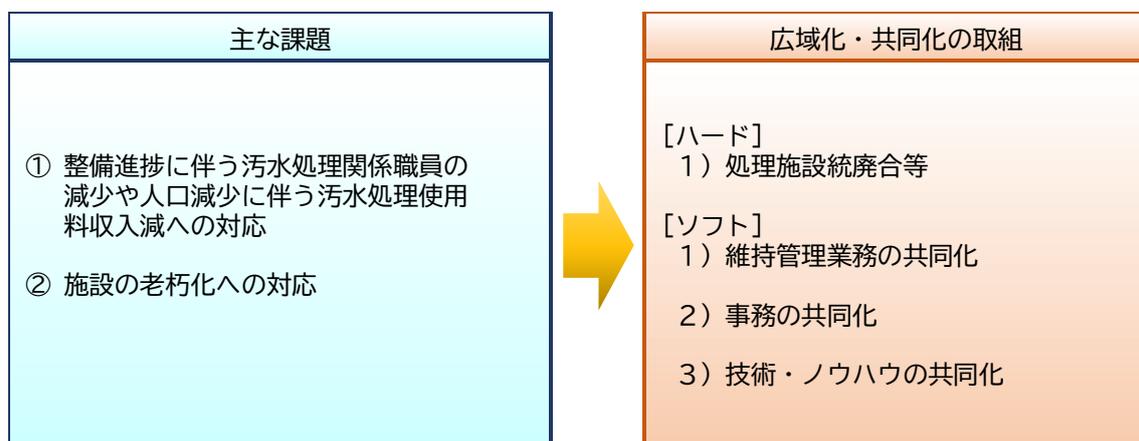


図 5-1 主な課題を踏まえた広域化・共同化の取組

5.2 検討ブロック

広域化・共同化計画を検討するための効果的なブロックの考え方は、地区区分、地縁性、処理施設の位置等を踏まえ6ブロックとし図 5-2、表 5-1 示す。

地理的な要因等を考慮し長崎市、佐世保市、大村市、西海市は複数のブロックに属し、また、計画メニュー等によりブロックに捉われず連携することとする。

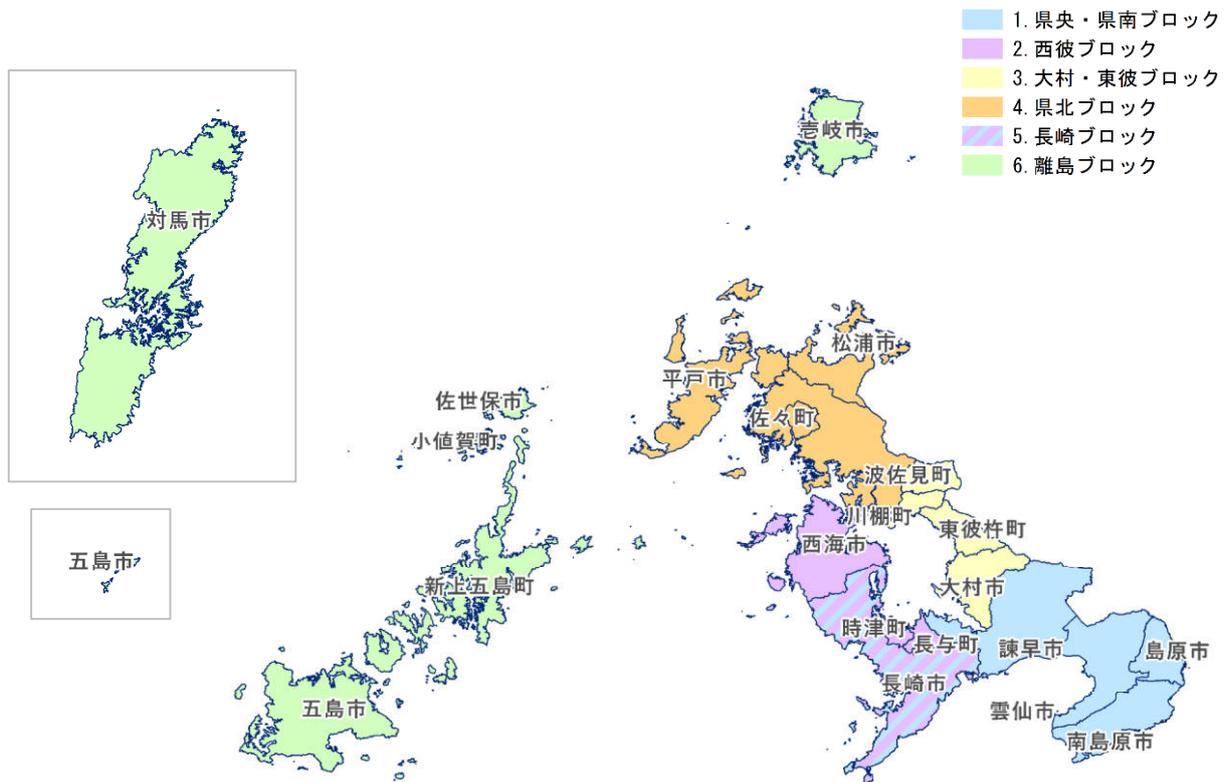


図 5-2 ブロック割図

表 5-1 ブロック割

No	ブロック名	関連市町
1	県央・県南ブロック	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市、長崎市（東側）、大村市（三浦地区）
2	西彼ブロック	西海市、時津町、長与町、長崎市（北側）
3	大村・東彼ブロック	大村市、波佐見町、川棚町、東彼杵町
4	県北ブロック	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町
5	長崎ブロック	長崎市（旧長崎市周辺）
6	離島ブロック	対馬市、壱岐市、五島市、西海市江島、佐世保市宇久町、小値賀町、新上五島町

※上記ブロックは、検討内容によってはブロックにとられない、または複数のブロックでの検討を行う場合がある。

6 広域化・共同化の具体的な取組

6.1 処理施設の統廃合

処理施設の統廃合による各施設数の推移（統廃合前後）を表 6-1 に示す。

表 6-1 処理施設の統廃合による各施設数の推移

項目	統廃合前	統廃合後	廃止施設
下水処理場	40 箇所	37 箇所	▲ 3 箇所
農業集落処理場	46 箇所	17 箇所	▲29 箇所 ※ 1
漁業集落処理場	21 箇所	15 箇所	▲ 6 箇所
コミプラ施設	11 箇所	8 箇所	▲ 3 箇所 ※ 2
小規模排水施設	2 箇所	0 箇所	▲ 2 箇所
計	120 箇所	77 箇所	▲43 箇所

※ 1 佐々町の農業集落処理場 2 箇所含む⇒R3.8 統合廃止済み

※ 2 西海市のコミプラ施設 1 箇所含む⇒R1 撤去、R5 に新設予定

7 広域化・共同化計画（ロードマップ）

7.1 処理施設統廃合等

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）	取組時期						
		2021	2022	短期（～5年間）			長期的な方針（～概ね20年間）	
				中期（～概ね10年間）		2036	2045	
				2027	2028			2035
自治体間	大村市 ↓ 長崎県	【①を廃止し、②に接続】 （農集） 大村市：①クリーンセンター三浦 （下水） 長崎県：②大村湾南部浄化センター	検 討 体 制 （ な が さ き 下 水 道 等 連 携 協 議 会）	計 画 策 定	・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計	・工事 ・供用開始	—	
	諫早市 ↓ 長崎市	【①、②、③、④を廃止し、⑤に接続】 （下水） 諫早市：①田結浄化センター 諫早市：②飯盛浄化センター （農集） 諫早市：③古場地区浄化センター 諫早市：④山口地区浄化センター （下水） 長崎市：⑤東部下水処理場			—	—	・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ①、②、③、④ ・工事 ・供用開始	
自治体内	長崎市	【①を廃止し、②に接続】 （下水） ①中部下水処理場 （下水） ②西部下水処理場			・工事 ・供用開始（2023年度）	—	—	
		【①を廃止し、②に接続】 （農集） ①大江・形上地区クリーンセンター （下水） ②大平浄化センター			・工事 ・供用開始（2027年度）	—	—	
		【①を廃止し、②に接続】 （農集） ①太田尾地区処理場 （下水） ②東部下水処理場			・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計	・工事 ・供用開始（2028年度）	—	
		【①を廃止し、②に接続】 （漁集） ①南風泊終末処理場 （下水） ②高島浄化センター			・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計	・工事 ・供用開始（2028年度）	—	
		【①を廃止し、②で集約処理】 （し尿） ①琴海クリーンセンター （下水） ②西部下水処理場	・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ・工事	・供用開始（2028年度）	—			

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）	取組時期							
		2021	2022				長期的な方針 （～概ね20年間）		
				短期（～5年間）		中期（～概ね10年間）		2036	2045
				2027	2028	2035			
自治体内	長崎市	【①を廃止し、②で集約処理】 （し尿） ①長崎半島クリーンセンター （下水） ②西部下水処理場	検 討 体 制 （ な が さ き 下 水 道 等 連 携 協 議 会 ）	計 画 策 定	・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ・工事	・供用開始（2028年度）	—		
		【①、②を廃止し、③に接続】 （漁集） ①野母終末処理場 ②樺島終末処理場 （下水） ③脇岬浄化センター			・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計①	① ・工事 ・供用開始（2028年度） ② ・詳細設計 ・工事 ・供用開始（2033年度）	—		
		【①を廃止し、②に接続】 （農集） ①琴海中部地区クリーンセンター （下水） ②琴海南部浄化センター			・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計	・工事 ・供用開始（2031年度）	—		
	諫早市	【①を廃止し、②で集約処理】 （し尿） ①新倉屋敷クリーンセンター （下水） ②諫早中央浄化センター			・工事 ・供用開始	—	—		
		【①～⑨を廃止し、⑩に接続】 （農集） ①長田東部クリーンハウス ②小ヶ倉クリーンハウス ③下名・慶師野アクアフレッシュセンター ④上名アクアフレッシュセンター ⑤田尻・杉谷アクアフレッシュセンター ⑥本村・万灯アクアフレッシュセンター ⑦赤崎・黒崎クリーンハウス ⑧長田クリーンハウス ⑨本明・目代クリーンハウス （下水） ⑩諫早中央浄化センター			①、②、⑧ ・各種調整、法手続き ・詳細設計	①、②、⑧ ・工事 ③、④、⑤、⑥、⑦、⑨ ・各種調整、法手続き ・詳細設計	③、④、⑤、⑥、⑦、⑨ ・工事		

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）	取組時期						
		2021	2022				長期的な方針 （～概ね20年間）	
				短期（～5年間）		中期（～概ね10年間）		
				2027	2028	2035		2036
自治体内	諫早市	【①を廃止し、②に接続】 （農集） ①遠竹地区浄化センター （下水） ②小長井浄化センター	検	画	—	—	・各種調整、法手続き ・詳細設計	
	大村市	【①を廃止し、②で集約処理】 （し尿） ①大村市環境センター （下水） ②大村浄水管理センター	体		・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・設計施工 ・供用開始	—	—	
		【①～⑥を廃止し、⑦に接続】 （農集） ①萱瀬環境浄化センター ②下萱瀬クリーンセンター ③上鈴田浄化センター ④クリーンセンター陰平 ⑤クリーンアップ福重 ⑥武留路アクアクリーンセンター （下水） ⑦大村浄水管理センター	制		・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ①、②、③ ・工事 ・供用開始	④、⑤、⑥ ・工事 ・供用開始	—	
	老岐市	【①を廃止し、②に接続】 （漁集） ①恵美須終末処理場 （漁集） ②芦辺漁港浄化センター	な		—	・各種調整、法手続き ・管路接続の詳細設計 ・供用開始（2034年度）	—	
	西海市	【①、②、③、④を廃止し、⑤に接続】 （ゴミプラ） ①大島楠地下水処理場 ②大島馬込地下水処理場 ③大島内浦地下水処理場 （漁集）【廃止し⑤に接続】 ④黒瀬終末処理場 （ゴミプラ） ⑤新真砂地下水処理場（設計・工事中）	が		⑤、② ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ・工事 ・供用開始	①、③ ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ・工事 ・供用開始	④ ・各種調整、法手続き ・詳細設計 ・工事 ・供用開始	
		さ	策					
		き	定					
		下						
		道						
		等						
		連						
		携						
		協						
		議						

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）	取組時期									
		2021	2022	短期（～5年間）		中期（～概ね10年間）		長期的な方針（～概ね20年間）			
				2027	2028	2035	2036	2045			
自治体内	雲仙市	検討体制（ながさき下水道等連携協議会）	計 画 策 定	各種調整	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ①、②、③、④ ・工事 ・供用開始 	—				
	東彼杵町						—	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 ・供用開始 	—	
	小値賀町						<ul style="list-style-type: none"> ・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ①、②、③ ・工事 ・供用開始 	—		
							<ul style="list-style-type: none"> ・詳細比較検討（下水道事業計画レベルの施設検討） ・各種調整、法手続き ・詳細設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 ・供用開始 	—		
	佐々町						<ul style="list-style-type: none"> ・工事 ・供用開始 	—	—		

7.2 維持管理業務の共同化

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組時期						
			2021	2022	短期（～5年間）			長期的な方針（～概ね20年間）	
					中期（～概ね10年間）		2036	2045	
					2027	2028			2035
下水処理場の維持管理業者選定の共同化	時津町 長与町	(下水) 時津町:①時津浄化センター 長与町:②長与浄化センター	検討体制 (ながさき下水道等連携協議会)	計 画 策 定	①、② ・関係自治体間の協議 ・維持管理業者共同選定の協定 ・各自治体が個別に発注	—	—		
汚泥収集運搬・処分業務の一括発注	佐世保市 松浦市 佐々町	(下水) 佐世保市:①針尾下水処理場 ②中部下水処理場 ③江迎浄化センター ④西部下水処理場 松浦市:⑤松浦水きよら館 佐々町:⑥佐々浄化管理センター			①～⑥ ・関係自治体間の協議 ・仕様書の調整 ・発注範囲の設定 ・共同発注	—	—		
	時津町 長崎市	(下水) 時津町:①時津浄化センター 長崎市:②中部下水処理場 ③南部下水処理場 ④三重下水処理場 ⑤東部下水処理場 ⑥西部下水処理場 ⑦琴海南部浄化センター ⑧伊王島浄化センター ⑨高島浄化センター ⑩神浦浄化センター ⑪脇岬浄化センター ⑫大平浄化センター			①～⑫ ・関係自治体間の協議 ・仕様書の調整 ・発注範囲の設定 ・共同発注	—	—		
ICTを活用した施設の夜間監視の広域化	長崎市 長与町 時津町 大村市 佐世保市 諫早市 長崎市	(下水) 長崎市:①西部下水処理場 佐世保市:②中部下水処理場 諫早市:③諫早中央浄化センター 大村市:④大村浄水管理センター 長与町:⑤長与浄化センター 時津町:⑥時津浄化センター 長崎市:⑦大村湾南部浄化センター			・関係自治体間の協議 ・維持管理業者等との調整 ・委託発注仕様の検討、調整	②、④、⑤、⑥、⑦ ・システム導入 ・広域監視の運用開始	③ ・システム導入 ・広域監視の運用開始		

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組時期							
			2021	2022	短期（～5年間）		中期（～概ね10年間）		長期的な方針（～概ね20年間）	
					2027		2028		2035	
					2027	2028	2036	2045		
管路包括委託の共同化	長崎市 諫早市 西海市	各公共下水道	検討体制（ながさき下水道等連携協議会）	計 画 策 定	・管路包括委託の共同化について共同検討 ・協定締結 ・共同発注	【諫早市】 ・協定締結 ・共同発注	—			
	佐世保市 東彼杵町 川棚町 佐々町				・管路包括委託の共同化について共同検討 ・協定締結 ・共同発注	—	—			
台帳システム整備・保守の共同化	東彼杵町 長崎市 佐世保市 大村市 西海市 長与町 波佐見町	各公共下水道			・台帳システム整備・保守の共同化について共同検討 ・協定締結 ・共同発注	—	—			
	下水道処理場の維持管理業者発注の共通化				雲仙市	(下水) ①吾妻浄化センター ②瑞穂浄化センター ③千々石浄化センター ④雲仙浄化センター (農集) ⑤愛野西部エコ・クリーンセンター ⑥愛野東部エコ・クリーンセンター (小規模) ⑦野平地区小規模集合排水処理施設 ⑧重尾地区小規模集合排水処理施設	—	・仕様書の調整 ・発注範囲の設定 ・共通発注	—	

7.3 維持管理業務以外の事務の共同化

取組内容		市町等（連携に関わる施設名等）		取組時期							
				2021	2022	短期（～5年間）			中期的な方針（～概ね10年間）		長期的な方針（～概ね20年間）
						2027		2028	2035	2036	2045
事務効率化のためのアプリケーションの開発と導入	①水道及び下水道給排水設備申請・受付の電子申請システムの共同導入	長崎市 佐世保市 雲仙市 松浦市 西海市 長与町 川棚町 大村市	各公共下水道	検討体制（ながさき下水道等連携協議会）	計 画 策 定	・事務効率化のためのアプリケーションの開発と導入を共同検討 ・システム運用開始	—	—			
	②施工業者指定等事務の共同化 ・業者指定の事務を代表自治体に一元化	長崎市 長与町 西海市 時津町 大村市									

7.4 技術・ノウハウの共同化

取組内容	市町等（連携に関わる施設名等）	取組時期						
		2021	2022	短期（～5年間）			長期的な方針（～概ね20年間）	
				中期（～概ね10年間）		2036	2045	
				2027	2028			2035
ワークショップの定期開催 ・ブロック別研修会 ・若手職員対象の勉強会 ・災害を想定したBCP訓練	長崎県全域	検討体制（ながさき下水道等連携協議会）	計 画 策 定	・ワークショップの定期開催等	—	—		
汎用web会議システムの活用 ・担当者会議 ・個別の技術的な相談	長崎県全域			・汎用web会議システムの活用	—	—		

8 進捗管理

今回策定の広域化・共同化計画の進捗管理の方針を以下に示す。

- (1) 長崎県は市町と協力して、広域化・共同化計画の着実な推進のため、随時、計画の点検や進捗管理を行う。
- (2) PDCA サイクルを回せる体制を構築し、ながさき下水道等連携協議会を活用して点検・進捗管理を定期的に行うことにより、PDCA サイクルの実効性を確保する（図 8-1）。
- (3) 点検の結果、適宜、計画に反映する。
- (4) 点検の頻度は、長崎県汚水処理構想と同じく概ね 5 年に 1 回程度とし、令和 9（2027）年度に点検の予定である（表 8-1）。

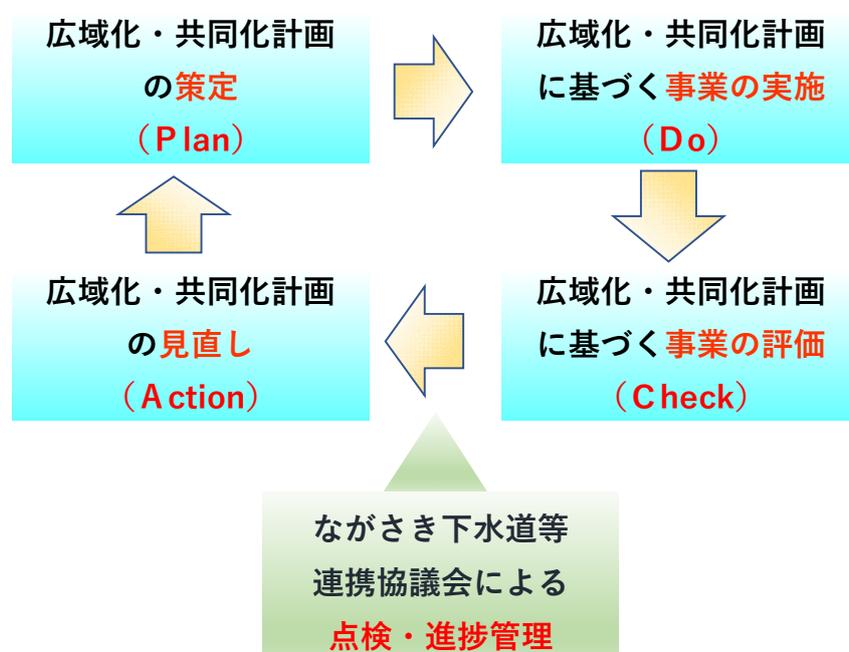


図 8-1 PDCAによる進捗管理

表 8-1 今後の点検スケジュール案

項目	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
長崎県汚水処理構想							
(長崎県汚水処理 広域化・共同化計画)							